

第8章 各分野の医療体制の充実

様式1 「8期素案検討資料（第4,7,8,9,10章用）」

第1節 感染症

(1) 感染症（全般）

※ 作成いただく、構成案における章、節、項を記載してください。

	8期計画（案）	7期計画
7期計画の評価 （会議等説明用）	<p>感染症発生時における積極的疫学調査等により、感染症の流行情報等を迅速に公表することができた。</p> <p>国の専門機関等で実施される研修会への職員派遣や、動物由来感染症に関する研修会を開催する等、感染症専門分野の人材育成を行った。</p> <p>感染症の発生やまん延防止を図るため、広く接種を促進する必要のある予防接種について、正しい知識の普及啓発を行った。</p>	
総括的説明	<p><u>感染症の予防と人権の尊重の両立を基本に、感染症から県民の生命と健康を守るため、科学的に効果的かつ効率的な対策を行う。</u></p>	<p>感染症の発生予防とまん延防止について、県民の安全確保の観点と人権尊重の両立を踏まえ、科学的に効果的かつ効率的な対策を行う。</p>
現状と課題	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域単位での感染症の発生動向を正確かつ迅速に把握し、発生時の被害拡大を最小限に抑えるための情報提供を引き続き実施していく必要があります。 2 新たな感染症の出現や既知の感染症の再興に備え、様々な感染症に迅速に対応できる体制や人材の育成を強化する必要があります。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域単位での感染症の発生動向を正確かつ迅速に把握し、発生時の被害拡大を最小限に抑えるための情報提供を引き続き実施していく必要があります。 2 新たな感染症の出現や既知の感染症の再興に備え、様々な感染症に迅速に対応できる体制や人材の育成を強化する必要があります。 3 感染症の予防に関する施策の国際的な動向に鑑み、生物テロに使用される危険性のある病原体等の適正な管理を徹底する必要があります。
主な施策	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染症発生時における積極的疫学調査等の充実・強化 2 感染症の流行情報等の迅速な公表の推進 3 国の専門機関等で実施される研修会への職員派遣 4 講習会等開催による感染症専門分野の人材育成強化 5 第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関における医療提供体制等の整備 6 動物由来感染症に関する正しい知識の普及啓発の推進及び、種々の動物由来感染症の疫学調査実施体制等の整備 7 予防接種に関する正しい知識の普及啓発の推進 	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染症発生時における積極的疫学調査等の充実・強化を図り、感染症の流行情報等の迅速な公表を推進します。 2 国の専門機関等で実施される研修会への職員派遣と、講習会等開催による感染症専門分野の人材育成を強化します。 3 第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関における医療提供体制等の整備を推進します。 4 施設における特定病原体の適正管理を推進します。 5 動物由来感染症に関する正しい知識の普及啓発を推進するとともに、種々の動物由来感染症の疫学調査実施体制等の整備を図ります。

	<p>8 ハンセン病等感染症に関する正しい知識や患者の人権に配慮した普及啓発の推進 (図表 本県の感染症指定医療機関)</p>	<p>6 予防接種率の向上を図るため、予防接種に関する正しい知識の普及啓発を推進します。 7 ハンセン病等感染症に関する正しい知識や患者の人権に配慮した普及啓発を推進します。 (図表 本県の感染症指定医療機関)</p>
<p>その他（留意事項等）</p>	<p>(留意事項等があれば記載する。)</p>	

※ 8 期計画における新規の記載内容（国の指針等で求められる事項等）等、7 期計画からの追加・変更箇所及び重要箇所に下線を付してください。

(2) 結核

※ 作成いただく、構成案における章、節、項を記載してください。

	8 期計画（案）	7 期計画
<p>7 期計画の評価 (会議等説明用)</p>	<p>本県の全結核り患率は 5.9 であり、「栃木県結核対策プラン」における目標値である全結核り患率（人口 10 万人対）10.0 未満を達成することができた。 全結核患者及び潜在性結核感染症の者に対する DOTS 実施率は 100% であり、同プランにおける目標を達成することができた。</p>	
<p>総括的説明</p>	<p><u>感染症の予防と人権の尊重の両立を基本に、感染症から県民の生命と健康を守るため、科学的に効果的かつ効率的な対策を行う。</u></p>	<p>感染症の発生予防とまん延防止について、県民の安全確保の観点と人権尊重の両立を踏まえ、科学的に効果的かつ効率的な対策を行う。</p>
<p>現状と課題</p>	<p>1 令和 4 年における本県の新登録患者数は 112 人であり、近年の患者数は減少傾向にあります。また、結核り患率は 5.9 であり、全国値の 8.2 を下回っており、いずれも WHO が定める低まん延国の基準（10.0 以下）に達しています。 2 新登録患者に占める高齢者や外国出生者の割合が高く、求められる治療形態が多様化していることから、患者の病態等に応じた適切な医療の提供が求められています。 3 治療中断等による再発や多剤耐性結核患者の発生を防ぐため、治療完遂に向けたきめ細かな患者支援が必要です。</p>	<p>1 平成 28 年における本県の新登録患者数は 218 人であり、近年の患者数は横ばい傾向にあります。また、結核り患率は 11.1 であり、全国値の 13.9 を下回っていますが、WHO が定める低まん延国の基準（10.0 以下）には達していない状況にあります。 2 新登録患者に占める高齢者や外国出生者の割合が高く、求められる治療形態が多様化していることから、患者の病態等に応じた適切な医療の提供が求められています。 3 治療中断等による再発や多剤耐性結核患者の発生を防ぐため、治療完遂に向けたきめ細かな患者支援が必要です (図表 結核り患率の推移) (図表 結核新規登録患者の年齢構成（平成 28 年）)</p>

		(図表 結核新規登録患者における外国出生者の割合)
主な施策	<ol style="list-style-type: none"> 「栃木県結核対策プラン」に基づいた、原因の究明、発生予防とまん延防止、医療の提供、人材の養成の実施 患者発生動向調査の一層の充実及び、病原体サーベイランス体制の強化 高齢者等の管理が複雑な結核治療や合併症治療を担う病院の確保等、地域の実情に応じた地域連携パスを導入した医療提供体制の強化 潜在性結核感染症の者を含む全結核患者に対する DOTS 事業の推進 	<ol style="list-style-type: none"> 「栃木県結核対策プラン」に基づき、原因の究明、発生予防とまん延防止、医療の提供、人材の養成等の施策を実施します。 効果的な対策を講じるため、患者発生動向調査の一層の充実と、病原体サーベイランス体制の強化を図ります。 結核の標準治療のほか、高齢者等の管理が複雑な結核治療を担う病院や合併症治療を担う病院の確保等、地域の実情に応じた地域連携パスを導入し、医療体制を強化します。 DOTS 事業を推進することにより、潜在性結核感染症の者を含む全結核患者に対し、それぞれに合った服薬支援等、きめ細かな個別の対応を実施し、治療完遂へと導きます。
その他（留意事項等）	(留意事項等があれば記載する。)	

※ 8期計画における新規の記載内容（国の指針等で求められる事項等）等、7期計画からの追加・変更箇所及び重要箇所に下線を付してください。

(3) エイズ・性感染症

※ 作成いただく、構成案における章、節、項を記載してください。

	8期計画（案）	7期計画
7期計画の評価 (会議等説明用)	<p>HIV感染者・エイズ患者数は横ばいで推移しており、引き続き対策が必要である。</p> <p>梅毒患者が増加しており、予防・早期発見に関する啓発等の強化が必要である。</p>	
総括的説明	<p><u>感染症の予防と人権の尊重の両立を基本に、感染症から県民の生命と健康を守るため、科学的に効果的かつ効率的な対策を行う。</u></p>	<p>感染症の発生予防とまん延防止について、県民の安全確保の観点と人権尊重の両立を踏まえ、科学的に効果的かつ効率的な対策を行う。</p>
現状と課題	<ol style="list-style-type: none"> 県内の医療機関から届出があった HIV 感染者・エイズ患者数は、平成 20 年から年間 10～20 名前後で推移しています。<u>また近年、梅毒患者数が増加しており、生殖年齢にある女性が性感染症に感染した場合には、不妊等の後遺障害や母子感染による次世代への影響等があることから対策が必要です。</u> 	<ol style="list-style-type: none"> 県内の医療機関から届出があった HIV 感染者・エイズ患者数は、平成 20 年から年間 10～20 名前後で推移しています。 感染経路別では、同性間性的接触による感染割合が高い傾向にあります。また、年齢別では、20～30 歳代の割合が高くなっていることから、特定の年齢層を対象とした個別の予防対策が

	<p>2 HIV感染者は20～30歳代の割合が高くなっています。一方、AIDS患者は、抗HIV療法の進歩等により40～50歳代の割合が増えており、長期療養の環境整備等が必要とされています。</p> <p>3 その他の性感染症については、20～30歳代の年齢層における報告数が多いことから、青壮年期での対策が必要とされています。</p>	<p>必要とされています。</p> <p>3 その他の性感染症についても20～30歳代の年齢層における報告数が多いことから、青壮年期での対策が必要とされています。</p>
主な施策	<p>1 教育関係機関等と連携した青少年への予防教育の実施など、エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及及び予防啓発を推進</p> <p>2 デジタル技術を活用した情報発信を行うなど、若年層及びMSM（男性間で性的接触を行う者）の実情にあわせた予防啓発の強化</p> <p>3 各広域健康福祉センター等における検査・相談体制の充実による、発生の予防及びまん延の防止</p> <p>4 エイズ治療については、エイズ治療中核拠点病院を主軸とした診療連携体制の確保及び歯科診療所との連携体制構築等、良質かつ適切な医療の確保</p> <p>5 県内の予防薬配置医療機関における抗HIV薬の配置により、医療従事者のHIV感染防止体制の整備を推進</p> <p>(図表 本県のエイズ治療拠点病院)</p>	<p>1 教育関係機関等と連携した青少年への予防教育の実施など、エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及及び予防啓発を推進します。</p> <p>2 各広域健康福祉センター等における検査・相談体制の充実により、発生の予防及びまん延の防止を図ります。特に、若年層及び男性同性愛者の対策について、関係団体等と連携した取組を推進します。</p> <p>3 エイズ治療に関しては、エイズ治療中核拠点病院を主軸とした県内医療連携体制を確保するとともに、エイズ治療拠点病院等の職員研修を支援することにより、良質かつ適切な医療の確保を図ります。</p> <p>4 臨床心理士等によるカウンセリング体制の充実などにより、患者・感染者及びその家族への支援を図ります。</p> <p>(図表 本県のエイズ治療拠点病院)</p>
その他（留意事項等）	(留意事項等があれば記載する。)	

※ 8期計画における新規の記載内容（国の指針等で求められる事項等）等、7期計画からの追加・変更箇所及び重要箇所に下線を付してください。

(4) ウイルス性肝炎

※ 作成いただく、構成案における章、節、項を記載してください。

	8期計画（案）	7期計画
7期計画の評価 （会議等説明用）	本県の肝がんによる75歳未満年齢調整死亡率は3.7で全国平均と同値であり、「栃木県肝炎対策推進計画（3期計画）」における目標である、全国平均以下の達成に向け、引き続き対策が必要。	
総括的説明	<u>感染症の予防と人権の尊重の両立を基本に、感染症から県民の生命と健康を守るため、科学的に効果的かつ効率的な対策を行う。</u>	感染症の発生予防とまん延防止について、県民の安全確保の観点と人権尊重の両立を踏まえ、科学的に効果的かつ効率的な対策を行う。

現状と課題	<p>1 国内には、B型肝炎の感染者が <u>110万人から120万人</u>、C型肝炎の感染者が <u>90万人から130万人</u>存在すると推定されています。</p> <p>2 ウイルス性肝炎は、自覚症状がないまま慢性化し、肝硬変や肝がんに移行してしまうケースが多いことから、正しい知識の普及とともに、早期発見及び早期治療が重要です。</p>	<p>1 国内には、B型肝炎の感染者が110万人から125万人、C型肝炎の感染者が100万人から150万人存在すると推定されています。</p> <p>2 ウイルス性肝炎は、自覚症状がないまま慢性化し、肝硬変や肝がんに移行する危険が指摘されていることから、正しい知識の普及とともに、早期発見及び早期治療が重要です。</p>
主な施策	<p>(8期計画における「主な施策」の案を記載する。)</p> <p>「栃木県肝炎対策推進計画」に基づき、各種施策を実施</p> <p>1 市町をはじめ関係機関との連携を図りながら、<u>幅広い世代に対応した効果的な普及啓発を実施</u></p> <p>2 肝炎ウイルス検査の受検勧奨を促進するとともに、検査陽性者に対するフォローアップ体制を充実</p> <p>3 肝疾患診療連携拠点病院を中心に、肝疾患専門医療機関とかかりつけ医が連携する「肝疾患診療連携ネットワーク」を構築し、適切な肝炎治療を推進</p> <p>4 患者やその家族が、治療を受けながら生活の質の向上を図ることができるよう、関係機関等との協働を図りながら、相談支援体制を充実</p> <p>5 肝疾患コーディネーター等の人材育成に取り組むとともに、コーディネーター間での情報共有や連携しやすい環境を整備する等の活動を支援</p> <p>(図表 肝疾患相談室)</p>	<p>「栃木県肝炎対策推進計画」に基づき、各種施策を実施します。</p> <p>1 肝炎に関する正しい知識の普及啓発 肝炎への感染を予防するため、関係機関と連携を図りながら、肝炎に関する正しい知識の普及啓発を行います。</p> <p>2 肝炎ウイルス検査の受検勧奨と陽性者フォローアップの推進 肝炎ウイルス検査の受検勧奨を促進するとともに、検査陽性者に対するフォローアップ体制の整備を推進します。</p> <p>3 適切な肝炎治療の推進 肝疾患診療連携拠点病院を中心に、肝疾患専門医療機関とかかりつけ医が連携する「肝疾患診療連携ネットワーク」を構築し、適切な肝炎治療を推進します。</p> <p>4 肝炎患者等に対する相談支援 患者やその家族が、治療を受けながら生活の質の向上を図ることができるよう、関係機関等との協働を図りながら、相談支援体制の充実を図ります。</p> <p>5 人材育成 地域や職域において、肝炎に関する知識の普及啓発、肝炎ウイルス検査の受検勧奨や検査陽性者に対するフォローアップ等を支援する肝疾患コーディネーター等の人材育成に取り組みます。</p> <p>(図表 肝疾患相談室)</p>
その他（留意事項等）	<p>(留意事項等があれば記載する。)</p>	

※ 8期計画における新規の記載内容（国の指針等で求められる事項等）等、7期計画からの追加・変更箇所及び重要箇所に下線を付してください。

様式3 「8期素案（第4,7,8,9,10章用）」

第8章 各分野の医療体制の充実

第1節 感染症

「栃木県感染症予防計画」に基づき、**感染症の予防と人権の尊重の両立を基本に、感染症から県民の生命と健康を守るため、感染症対策の柱である「感染症の発生及びまん延防止に重点を置いた施策の推進」「県民一人一人の感染症の予防及び治療に重点を置いた対策の推進」「人権を尊重した対策の推進」「健康危機管理の視点に立った迅速かつ適確な対応」**を念頭に、科学的に効果的かつ効率的な対策を行います。

また、感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供体制の構築、感染症予防に関する正しい知識の普及及び啓発を図るなど、感染症対策を総合的に推進します。

(1) 感染症（全般）

【現状と課題】

- ① 地域単位での感染症の発生動向を正確かつ迅速に把握し、発生時の被害拡大を最小限に抑えるための情報提供を引き続き実施していく必要があります。
- ② 新たな感染症の出現や既知の感染症の再興に備え、様々な感染症に迅速に対応できる体制や人材の育成を強化する必要があります。

【主な施策】

- 感染症発生時における積極的疫学調査等の充実・強化
- 感染症の流行情報等の迅速な公表の推進
- 国の専門機関等で実施される研修会への職員派遣
- 講習会等開催による感染症専門分野の人材育成強化
- 第一種感染症指定医療機関^{※1}及び第二種感染症指定医療機関^{※2}における医療提供体制等の整備
- 動物由来感染症に関する正しい知識の普及啓発の推進及び種々の動物由来感染症の疫学調査実施体制等の整備
- 予防接種に関する正しい知識の普及啓発の推進
- ハンセン病等感染症に関する正しい知識や患者の人権に配慮した普及啓発の推進

※1 一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症の入院治療機関。

※2 二類感染症、新型インフルエンザ等感染症の入院治療機関。

本県の感染症指定医療機関

種類	県域	配置基準	医療機関名	既存病床数
第一種	県全域	2 床	自治医科大学附属病院	1 床
第二種 (感染症)	県北保健医療圏	6 床	那須赤十字病院	6 床
	県西保健医療圏	4 床	日光市民病院	4 床
	宇都宮保健医療圏	6 床	国立病院機構栃木医療センター	6 床
	県東保健医療圏	4 床	芳賀赤十字病院	4 床
	県南保健医療圏	6 床	とちぎメディカルセンターしもつが	6 床
	両毛保健医療圏	4 床	佐野厚生総合病院	4 床
	計	30 床		30 床
	合計	32 床		31 床

種類	県域	配置基準	医療機関名	既存病床数
第二種 (結核)	県全域	30 床	国立病院機構宇都宮病院	30 床
	合計	30 床		30 床

※ 既存病床数については、令和5年9月現在

※ この他、結核患者収容モデル事業※3を実施する指定医療機関として、足利赤十字病院10床、岡本台病院2床がある。

(2) 結核

【現状と課題】

- ① 令和4年における本県の新登録患者数※4は112人であり、近年の患者数は減少傾向にあります。また、結核り患率※5は5.9であり、全国値の8.2を下回っており、いずれもWHOが定める低まん延国の基準(10.0以下)に達しています。
- ② 新登録患者に占める高齢者や外国出生者の割合が高く、求められる治療形態が多様化していることから、患者の病態等に応じた適切な医療の提供が求められています。
- ③ 治療中断等による再発や多剤耐性※6結核患者の発生を防ぐため、治療完遂に向けたきめ細かな患者支援が必要です。

【主な施策】

- 「栃木県結核対策プラン」に基づいた、原因の究明、発生予防とまん延防止、医療の提供、人材の養成等の実施
- 患者発生動向調査の一層の充実及び病原体サーベイランス体制の強化
- 高齢者等の管理が複雑な結核治療や合併症治療を担う病院の確保等、地域の実情に応じた地域連携パスを導入した医療提供体制の強化
- 潜在性結核感染症の者※7を含む全結核患者に対するDOTS事業※8の

※3 高度な合併症を有する結核患者又は入院を要する精神病患者である結核患者に対して、一般病床又は精神病床において収容治療するためのモデル事業。

※4 1年間に新たに発病した患者数。

※5 新登録患者数を人口10万人対率で表したものの。

※6 結核薬のうち最も有効な薬剤(2種類)に対し、抵抗性を持ち治療効果が得られないもの。

※7 結核の無症状病原体保有者と診断され、かつ結核医療を必要と認められた者

※8 Directory Observed Treatment Short-course(直接服薬確認両方)の略語で、患者の服薬を直接確認するなどの手法で支援する方法。

推進

(3) エイズ・性感染症

【現状と課題】

- ① 県内の医療機関から届出があった HIV 感染者・エイズ患者数は、平成 20 年から年間 10～20 名前後で推移しています。また近年、梅毒患者数が増加しており、生殖年齢にある女性が性感染症に感染した場合には、不妊等の後遺障害や母子感染による次世代への影響等があることから対策が必要です。
- ② HIV感染者は20～30歳代の割合が高くなっています。一方、AIDS患者は、抗HIV療法の進歩等により40～50歳代の割合が増えており、長期療養の環境整備等が必要とされています。
- ③ その他の性感染症については、20～30歳代の年齢層における報告数が多いことから、青壮年期での対策が必要とされています。

【主な施策】

- 教育関係機関等と連携した青少年への予防教育の実施など、エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及及び予防啓発を推進
- デジタル技術を活用した情報発信を行うなど、若年層及びMSM（男性間で性的接触を行う者）の実情に合わせた予防啓発の強化
- 各広域健康福祉センター等における検査・相談体制の充実による発生の予防及びまん延の防止
- エイズ治療中核拠点病院を主軸とした診療連携体制の確保及び歯科診療所との連携体制構築等、良質かつ適切な医療の確保
- 県内の予防薬配置医療機関における抗HIV薬の配置により、医療従事者のHIV感染防止体制の整備を推進

本県のエイズ治療拠点病院

エイズ治療中核拠点病院※9	エイズ治療拠点病院※10	エイズ治療専門協力病院※11
○ 済生会宇都宮病院	○ 芳賀赤十字病院	○ 国立病院機構宇都宮病院
○ 自治医科大学附属病院	○ 那須赤十字病院	○ 栃木県立がんセンター
○ 獨協医科大学病院	○ 足利赤十字病院	○ 栃木県立岡本台病院
	○ 国立病院機構栃木医療センター	

※9 エイズ治療拠点病院の中で、特に高度なHIV診療を行うとともに、拠点病院の医療従事者に対する研修等を担う病院。

※10 エイズに関する総合的かつ高度な医療の提供及び一般医療機関への情報提供等を担う病院。

※11 HIV感染と結核、悪性腫瘍、精神疾患の合併症に関する診療及び一般医療機関・拠点病院に対し、専門的な分野についての技術支援、情報提供を担う病院。

(4) ウイルス性肝炎

【現状と課題】

- ① 国内には、B型肝炎の感染者が110万人から120万人、C型肝炎の感染者が90万人から130万人存在すると推定されています。
- ② ウイルス性肝炎は、自覚症状がないまま慢性化し、肝硬変や肝がんに移行してしまうケースが多いことから、正しい知識の普及とともに、早期発見及び早期治療が重要です。

【主な施策】

「栃木県肝炎対策推進計画」に基づき、各種施策を実施

- 市町をはじめ関係機関との連携を図りながら、幅広い世代に対応した効果的な普及啓発を実施
- 肝炎ウイルス検査の受検勧奨を促進するとともに、検査陽性者に対するフォローアップ体制を充実
- 肝疾患診療連携拠点病院^{※12}を中心に、肝疾患専門医療機関とかかりつけ医が連携する「肝疾患診療連携ネットワーク」を構築し、適切な肝炎治療を推進
- 患者やその家族が、治療を受けながら生活の質の向上を図ることができるよう、関係機関等との協働を図りながら、相談支援体制を充実
- 肝疾患コーディネーター等の人材育成に取り組むとともに、コーディネーター間での情報共有や連携しやすい環境整備等による活動の支援

肝疾患相談室

病院名	電話番号	相談日等
自治医科大学附属病院	0285-58-7459（直通）	月～金 午前9時～午後4時30分
獨協医科大学病院	0282-87-2279（直通）	月～金 午前10時～午後4時

※12 肝疾患診療体制の確保と診療の質の向上を図るため、肝炎対策の中心的役割を果たす病院で、肝炎専門医講習会や市民公開講座の開催、肝疾患相談室の設置等を行っている。